(12) 東部地区（戸井地区）

① 地区の概要

本地区は，合併前の戸井町の区域であり，主として森林と海岸沿いの漁業集落で形成されています。生活利便施設は，館町地区から浜町地区に集まっており，東部地区においては唯一，公共下水道が整備されています。

また，本地区には，自然環境を生かした戸井ウォーターパークなどのレクリエーション施設や恵山道立自然公園になっている汐首岬や武井の島などがあります。

② 地区の課題

本地区においては，東部地区共通の課題として，人口が減少傾向にあるほか，高齢化率が著しく上昇しており，高齢者をはじめとする地域住民の生活利便施設の維持，バス路線の維持や主要な産業である漁業の生産基盤の整備とともに，良好な自然環境の保全などが求められています。

また，家屋と急傾斜地が近接している箇所における土砂災害等の防止対策が必要とされています。

戸井ウォーターパーク

武井の島

釜谷漁港

マグロ延縄漁

③　まちづくりの方針

【東部地区（戸井地区）】		
土地利用の方針	都市計画区域外	■　森林 ○　森林については，水源のかん養などの公益的機能の維持・増進を図るため，その保全に努め，特に，保安林や水道水源域の森林については，適正な管理・保全に努めます。 ■　その他緑地 ○　その他緑地については，周辺の森林等の土地利用に影響を与えないよう，その保全に努めます。 ■　自然公園 ○　自然公園については，優れた自然環境や景観に優れた場所の保護に努めます。 ■　農漁村集落 ○　海岸沿いの国道278号の沿道およびその背後地に形成された漁業を主要な産業とする集落については，生活利便施設の維持を図るとともに，漁業生産基盤の整備を進めます。
都市施設整備の方針	道路	○　幹線道路については，舗装の摩耗や劣化の進行している路線のオーバーレイを進めるほか，未整備の市道については，地域の特性に応じて舗装新設を進めるとともに，老朽化が著しい路線については，２次改築を推進します。
	公共交通	○　地域特性に応じた持続可能な公共交通網の構築を検討します。
	公園緑地	■　公園等 ○　既に整備が完了している，戸井ウォーターパークや戸井運動広場については，適切な維持管理に努めます。
	下水道	○　下水道施設の安定的な稼働により，下水処理を確実に行うため，計画的な施設の延命化や更新に努めます。
	河川・海岸	■　河川 ○　地区内を流れる主要な河川等については，適切な維持管理に努めます。 ■　海岸 ○　海岸線の侵食防止を図るため，海岸保全施設の設置を促進します。
	合併処理浄化槽	○　公共下水道の処理区域外の地域については，自然環境に配慮するとともに，良好な住環境を維持するため，合併処理浄化槽の普及に努めます。

都市環境の方針	都市防災	○　土砂災害の危険がある地域については，「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等への指定を北海道に要請するとともに，地域住民の円滑かつ迅速な避難が可能となるよう，ハザードマップの配布などによって，警戒区域の位置や避難所等の周知に努めるなど警戒避難体制の充実を図るほか，砂防施設・急傾斜地崩壊防止施設等の整備を促進します。 ○　既設の砂防施設・急傾斜地崩壊防止施設等の適切な維持管理に努めます。
	景観形成	○　良好な景観の形成を図るため，市全域を景観計画の区域として，「函館らしさの保全・強調」，「函館の都市景観上の特徴の保全・活用」，「豊かな都市環境の実現」の3つの方針に基づき，景観法の制度を活用した取り組みを進めるとともに，地域特性に応じた屋外広告物の規制を行うことで，総合的な景観形成の推進に努めます。 ○　津軽海峡に面した海岸線など，優れた自然景観を有していることから，景観計画に基づき周辺の景観との調和に配慮した建造物の景観誘導を図ります。 ○　魅力的な自然景観の眺望を地域資源として活用するため，武井の島展望台（憩いの丘公園）については，武井の島の眺望景観を楽しむ憩いの場として良好な眺望点の維持に努めます。

地区別方針図
（東部地区（戸井地区））
都市計画区域
市街化区域
市街化調整区域
都市計画区域外
N
W
E
S
東央部地区
東部地区（恵山地区）
戸井運動広場
国道278号
戸井川
熊別川
原木川
戸井ウォーターパーク
浜町
館町
武井の島展望台
武井の島
汐首岬
凡　例（東部地区（戸井地区））
農漁村集落
森　林
その他緑地
自然公園
主要な公園・緑地
主要な公共施設
高等学校
その他の幹線道路（基盤施設）
河　川
地区区分界

(13) 東部地区（恵山地区）

① 地区の概要

本地区は，合併前の恵山町の区域であり，主として森林と海岸沿いの漁業集落で形成され，生活利便施設は，日ノ浜地区や中浜地区から女那川地区にかけて集まっています。

また，本地区には，道立自然公園になっている恵山があり，麓にある恵山つつじ公園は市民の憩いの空間として親しまれているほか，レクリエーション施設である恵山海浜公園があります。

② 地区の課題

本地区においては，東部地区共通の課題として，人口が減少傾向にあるほか，高齢化率が著しく上昇しており，高齢者をはじめとする地域住民の生活利便施設の維持，バス路線の維持や主要な産業である漁業の生産基盤の整備とともに，良好な自然環境の保全などが求められています。

また，家屋と急傾斜地が近接している箇所における土砂災害等の防止対策や恵山の火山災害時における地域住民の避難体制の充実が必要とされています。

恵山つつじ公園

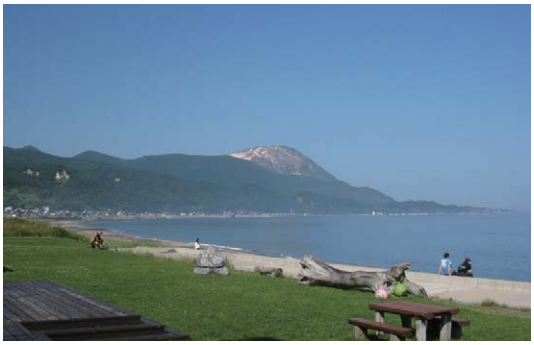

恵山海浜公園

大澗漁港

ホッケの選別作業

③ まちづくりの方針

【東部地区（恵山地区）】		
土地利用の方針	都市計画区域外	■ 森林 ○ 森林については，土砂流出の防止などの公益的機能の維持・増進を図るため，その保全に努め，特に，保安林や水道水源域の森林については，適正な管理・保全に努めます。 ■ その他緑地 ○ その他緑地については，周辺の森林等の土地利用に影響を与えないよう，その保全に努めます。 ■ 自然公園 ○ 自然公園については，優れた自然環境や景観に優れた場所の保護に努めます。なお，恵山裾野の地区については，自然に親しめる別荘地のほか，多彩な地域資源の活用による地域振興を図るため，観光関連施設の用地としての活用を図ります。 ■ 農漁村集落 ○ 海岸沿いの国道278号・道道函館恵山線・道道元村恵山線の沿道およびその背後地に形成された漁業を主要な産業とする集落については，生活利便施設の維持を図るとともに，漁業生産基盤の整備を進めます。
都市施設整備の方針	道路	○ 幹線道路については，地区内の交通環境の改善を図るための道路整備と舗装の摩耗や劣化の進行している路線のオーバーレイを進めるほか，未整備の市道については，地域の特性に応じて舗装新設を進めるとともに，老朽化が著しい路線については，２次改築を推進します。
	公共交通	○ 地域特性に応じた持続可能な公共交通網の構築を検討します。
	公園緑地	■ 公園等 ○ 恵山つつじ公園などの丘陵地のレクリエーション施設や，恵山海浜公園などの適切な維持管理に努めるとともに，恵山登山道の改良や観光案内板等の整備を検討します。
	河川・海岸	■ 河川 ○ 地区内を流れる主要な河川等については，適切な維持管理に努めます。 ■ 海岸 ○ 海岸線の侵食防止を図るため，海岸保全施設の設置を促進します。
	廃棄物処理施設	○ 廃棄物の適正処理や生活環境の保全・向上を図るため，恵山クリーンセンターの適切な維持管理や施設の更新に努めます。

	合併処理浄化槽	○　漁村集落等については，自然環境に配慮するとともに，良好な住環境を維持するため，合併処理浄化槽の普及に努めます。
都市環境の方針	都市防災	○　土砂災害の危険がある地域については，「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等への指定を北海道に要請するとともに，地域住民の円滑かつ迅速な避難が可能となるよう，ハザードマップの配布などによって，警戒区域の位置や避難所等の周知に努めるなど警戒避難体制の充実を図るほか，砂防施設・急傾斜地崩壊防止施設等の整備を促進します。 ○　既設の砂防施設・急傾斜地崩壊防止施設等の適切な維持管理に努めます。 ○　恵山の噴火等により，火山災害の危険がある地域については，防災関係機関との連携による火山活動の観測体制の充実や火山情報の収集を行うなどの予防対策に努めるほか，地域住民の円滑かつ迅速な避難が可能となるよう，ハザードマップの配布などによって，警戒区域の位置や避難所等の周知に努めるなど警戒避難体制の充実を図ります。
	景観形成	○　良好な景観の形成を図るため，市全域を景観計画の区域として，「函館らしさの保全・強調」，「函館の都市景観上の特徴の保全・活用」，「豊かな都市環境の実現」の3つの方針に基づき，景観法の制度を活用した取り組みを進めるとともに，地域特性に応じた屋外広告物の規制を行うことで，総合的な景観形成の推進に努めます。 ○　津軽海峡に面した海岸線など，優れた自然景観を有していることから，景観計画に基づき周辺の景観との調和に配慮した建造物の景観誘導を図ります。 ○　魅力的な自然景観の眺望を地域資源として活用するため，恵山の前山展望台については，津軽海峡に面した海岸線の眺望景観を楽しむ憩いの場として良好な眺望点の維持に努めます。

地区別方針図（東部地区（恵山地区））

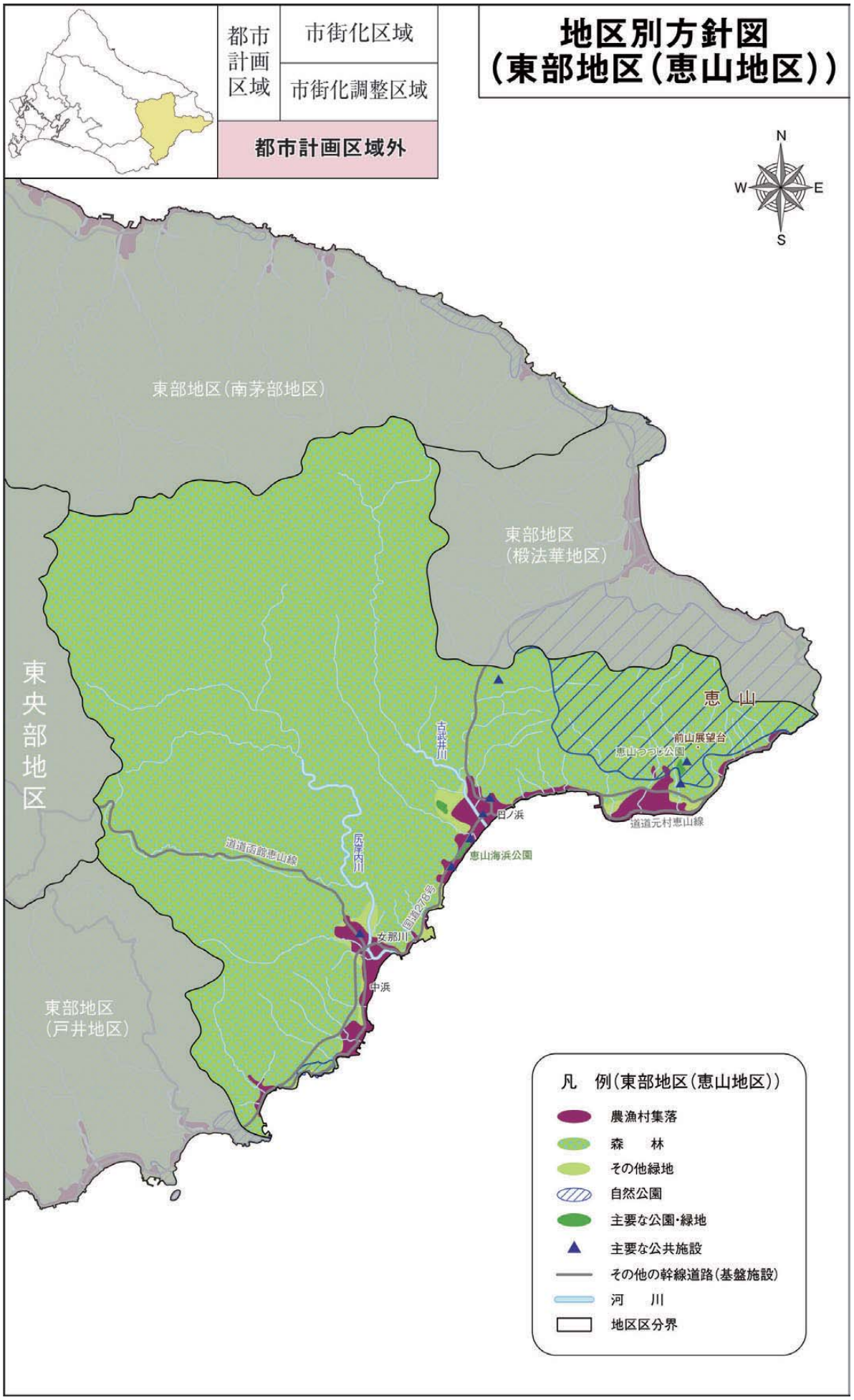

(14) 東部地区（椴法華地区）

① 地区の概要

本地区は，合併前の椴法華村の区域であり，主として森林と海岸沿いの漁業集落で形成されています。生活利便施設は，新八幡地区から新浜地区に集まっており，地区内には，恵山沖を航行する船舶の避難港としての重要な役割を担っている地方港湾の椴法華港があります。

また，道立自然公園になっている恵山があり，麓には恵山岬灯台公園，水無海浜温泉があります。

② 地区の課題

本地区においては，東部地区共通の課題として，人口が減少傾向にあるほか，高齢化率が著しく上昇しており，高齢者をはじめとする地域住民の生活利便施設の維持，バス路線の維持や主要な産業である漁業の生産基盤の整備とともに，良好な自然環境の保全などが求められています。

また，家屋と急傾斜地が近接している箇所における土砂災害等の防止対策や恵山の火山災害時における地域住民の避難体制の充実が必要とされています。

恵山岬灯台公園

水無海浜温泉

椴法華港

大型定置網漁（イカ）

③　まちづくりの方針

【東部地区（椴法華地区）】		
土地利用の方針	都市計画区域外	■　森林 ○　森林については，土砂流出の防止などの公益的機能の維持・増進を図るため，その保全に努め，特に，保安林や水道水源域の森林については，適正な管理・保全に努めます。 ■　その他緑地 ○　その他緑地については，周辺の森林等の土地利用に影響を与えないよう，その保全に努めます。 ■　自然公園 ○　自然公園については，優れた自然環境や景観に優れた場所の保護に努めます。 ■　農漁村集落 ○　海岸沿いの国道278号・道道椴法華港線の沿道およびその背後地に形成された漁業を主要な産業とする集落については，生活利便施設の維持を図るとともに，漁業生産基盤の整備を進めます。
都市施設整備の方針	道路	○　幹線道路については，地区内の交通環境の改善を図るための道路整備と舗装の摩耗や劣化の進行している路線のオーバーレイを進めるほか，未整備の市道については，地域の特性に応じて舗装新設を進めるとともに，老朽化が著しい路線については，２次改築を推進します。
	公共交通	○　地域特性に応じた持続可能な公共交通網の構築を検討します。
	港湾	○　椴法華港については，港湾施設利用者の安全を確保するための越波対策や老朽化した施設の更新を進め港湾機能の向上に努めます。
	公園緑地	■　公園等 ○　既に整備が完了している，恵山岬灯台公園や水無海浜温泉などについては，適切な維持管理に努めます。
	河川・海岸	■　河川 ○　地区内を流れる主要な河川等については，適切な維持管理に努めます。 ■　海岸 ○　海岸線の侵食防止を図るため，海岸保全施設の設置を促進します。
	合併処理浄化槽	○　漁村集落等については，自然環境に配慮するとともに，良好な住環境を維持するため，合併処理浄化槽の普及に努めます。

都市環境の方針	都市防災	○　土砂災害の危険がある地域については，「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等への指定を北海道に要請するとともに，地域住民の円滑かつ迅速な避難が可能となるよう，ハザードマップの配布などによって，警戒区域の位置や避難所等の周知に努めるなど警戒避難体制の充実を図るほか，砂防施設・急傾斜地崩壊防止施設等の整備を促進します。 ○　既設の砂防施設・急傾斜地崩壊防止施設等の適切な維持管理に努めます。 ○　恵山の噴火等により，火山災害の危険がある地域については，防災関係機関との連携による火山活動の観測体制の充実や火山情報の収集を行うなどの予防対策に努めるほか，地域住民の円滑かつ迅速な避難が可能となるよう，ハザードマップの配布などによって，警戒区域の位置や避難所等の周知に努めるなど警戒避難体制の充実を図ります。
	景観形成	○　良好な景観の形成を図るため，市全域を景観計画の区域として，「函館らしさの保全・強調」，「函館の都市景観上の特徴の保全・活用」，「豊かな都市環境の実現」の3つの方針に基づき，景観法の制度を活用した取り組みを進めるとともに，地域特性に応じた屋外広告物の規制を行うことで，総合的な景観形成の推進に努めます。 ○　太平洋に面した海岸線など，優れた自然景観を有していることから，景観計画に基づき周辺の景観との調和に配慮した建造物の景観誘導を図ります。 ○　魅力的な自然景観の眺望を地域資源として活用するため，恵山岬灯台公園の展望広場については，太平洋に面した海岸線の眺望景観を楽しむ憩いの場として良好な眺望点の維持に努めます。

地区別方針図（東部地区（椴法華地区））

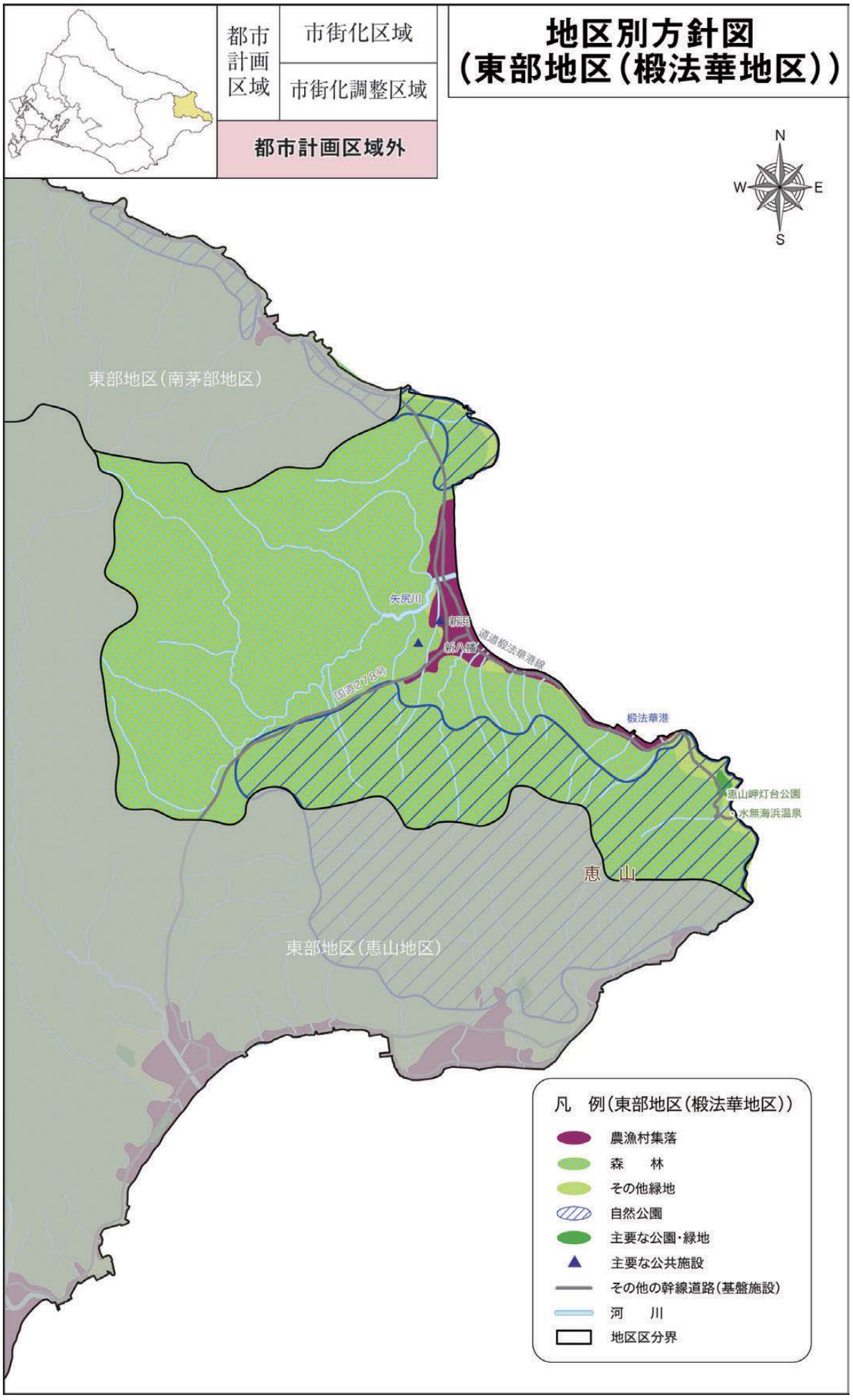

(15) 東部地区（南茅部地区）

① 地区の概要

本地区は，合併前の南茅部町の区域であり，主として森林と海岸沿いの漁業集落で形成され，生活利便施設は，川汲地区や臼尻地区に集まっています。臼尻地区には，南茅部縄文遺跡群のほか，国宝「中空土偶」を展示している縄文文化交流センターがあります。

また，レクリエーション施設として川汲地区・大船地区のキャンプ場やふるさと文化公園があります。

② 地区の課題

本地区においては，東部地区共通の課題として，人口が減少傾向にあるほか，高齢化率が著しく上昇しており，高齢者をはじめとする地域住民の生活利便施設の維持，バス路線の維持や主要な産業である漁業の生産基盤の整備とともに，良好な自然環境の保全などが求められています。

また，家屋と急傾斜地が近接している箇所における土砂災害等の防止対策や駒ヶ岳の火山災害時における地域住民の避難体制の充実が必要とされています。

縄文文化交流センター

工事が進む国道 278 号（尾札部バイパス）

臼尻漁港

コンブ漁

③　まちづくりの方針

【東部地区（南茅部地区）】		
土地利用の方針	都市計画区域外	■　森林 ○　森林については，水源のかん養などの公益的機能の維持・増進を図るため，その保全に努め，特に，保安林や水道水源域の森林については，適正な管理・保全に努めます。 ■　その他緑地 ○　その他緑地については，周辺の森林等の土地利用に影響を与えないよう，その保全に努めます。 ■　自然公園 ○　自然公園については，優れた自然環境や景観に優れた場所の保護に努めます。 ■　農漁村集落 ○　海岸沿いの国道278号の沿道およびその背後地に形成された漁業を主要な産業とする集落については，生活利便施設の維持を図るとともに，漁業生産基盤の整備を進めます。 ○　縄文遺跡群のある臼尻地区においては，中空土偶をはじめとする出土品の展示や道の駅としての機能を持った縄文文化交流センターの活用により，文化交流拠点の形成を図ります。
都市施設整備の方針	道路	○　幹線道路については，地区内の交通環境の改善を図るための道路整備と舗装の摩耗や劣化の進行している路線のオーバーレイを進めるほか，未整備の市道については，地域の特性に応じて舗装新設を進めるとともに，老朽化が著しい路線については，２次改築を推進します。
	公共交通	○　地域特性に応じた持続可能な公共交通網の構築を検討します。
	公園緑地	■　公園等 ○　既に整備が完了している，ふるさと文化公園や川汲公園などについては，適切な維持管理に努めます。
	河川・海岸	■　河川 ○　地区内を流れる主要な河川等については，適切な維持管理に努めます。 ■　海岸 ○　海岸線の侵食防止を図るため，海岸保全施設の設置を促進します。
	廃棄物処理施設	○　廃棄物の適正処理や生活環境の保全・向上を図るため，南茅部クリーンセンターの適切な維持管理や施設の更新に努めます。

	合併処理浄化槽	○　漁村集落等については，自然環境に配慮するとともに，良好な住環境を維持するため，合併処理浄化槽の普及に努めます。
都市環境の方針	都市防災	○　土砂災害の危険がある地域については，「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等への指定を北海道に要請するとともに，地域住民の円滑かつ迅速な避難が可能となるよう，ハザードマップの配布などによって，警戒区域の位置や避難所等の周知に努めるなど警戒避難体制の充実を図るほか，砂防施設・急傾斜地崩壊防止施設等の整備を促進します。 ○　既設の砂防施設・急傾斜地崩壊防止施設等の適切な維持管理に努めます。 ○　本市に近接する駒ヶ岳の噴火等により，火山災害の危険がある地域については，防災関係機関との連携による火山活動の観測体制の充実や火山情報の収集を行うなどの予防対策に努めるほか，地域住民の円滑かつ迅速な避難が可能となるよう，ハザードマップの配布などによって，警戒区域の位置や避難所等の周知に努めるなど警戒避難体制の充実を図ります。
	景観形成	○　良好な景観の形成を図るため，市全域を景観計画の区域として，「函館らしさの保全・強調」，「函館の都市景観上の特徴の保全・活用」，「豊かな都市環境の実現」の3つの方針に基づき，景観法の制度を活用した取り組みを進めるとともに，地域特性に応じた屋外広告物の規制を行うことで，総合的な景観形成の推進に努めます。 ○　太平洋に面した海岸線など，優れた自然景観を有していることから，景観計画に基づき周辺の景観との調和に配慮した建造物の景観誘導を図ります。 ○　魅力的な自然景観の眺望を地域資源として活用するため，黒鷲岬展望台については，太平洋に面した海岸線の眺望景観を楽しむ憩いの場として良好な眺望点の維持に努めます。

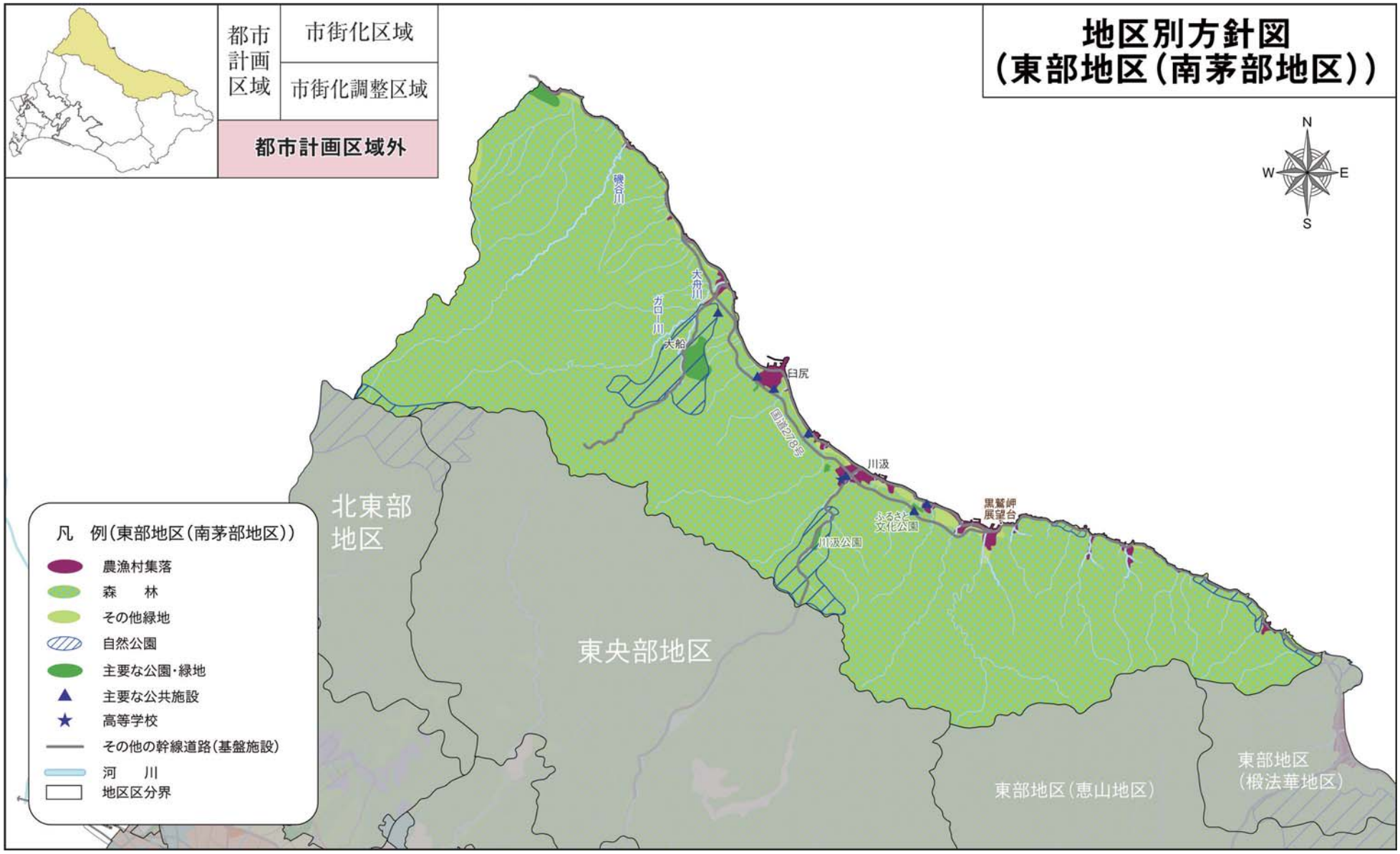
地区別方針図
（東部地区（南茅部地区））
都市計画区域
市街化区域
市街化調整区域
都市計画区域外
N
W
E
S
磯谷川
大舟川
ガロー川
大船
臼尻
国道278号
川汲
黒鷲岬展望台
ふるさと文化公園
川汲公園
北東部地区
東央部地区
東部地区（恵山地区）
東部地区（椴法華地区）
凡　例（東部地区（南茅部地区））
農漁村集落
森　林
その他緑地
自然公園
主要な公園・緑地
主要な公共施設
高等学校
その他の幹線道路（基盤施設）
河　川
地区区分界